

教育委員会委員に
若林由美子氏を再任



市議会3月定例会で同意を得て、若林由美子氏(都賀町升塚)が、教育委員会委員に再任されました。任期は、5月19日から平成31年5月18日までの4年間です。
本職 員 課(21)2351

身体障がい者巡回相談

◆日時 7月23日(木) 14時～16時
◆場所 大平健康福祉センター ゆうゆうプラザ(大平町西野田)
◆対象 身体障がい(肢体不自由)のある方
◆定員 若干名(先着順)
◆費用 無料
◆申込 7月13日(日)まで
◆内容 とちぎリハビリテーションセンターが医師(整形外科)とリハビリ専門職による相談会(障がいについての医療相談・リハビリ相談など)を行います。

問合せ

本 社会福祉課 (21)2203
大 健康福祉課 (43)9202
藤 健康福祉課 (62)0904
都 健康福祉課 (29)1103
西 健康福祉課 (92)0309
岩 健康福祉課 (55)7759

子育て世帯臨時特例給付

平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」の受付は8月から予定です。申請期間・方法等の詳細は、決まり次第

広報とちぎおよび市ホームページでお知らせします。

◆支給対象者 基準日(平成27年5月31日)における平成27年6月分の児童手当の受給者であつて、その平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方

◆対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の支給対象となる児童

※平成27年6月1日以後に生まれた児童は対象外
◆支給額 対象児童1人につき3,000円

◆児童手当の現況届を忘れずに
児童手当を受給している方は、左記の期限までに必ず提出ください。現況届の用紙がまだ届いていない方は問い合わせください。

◆提出期限 6月30日(火)

◆提出場所/問合せ
本 本 ども 課 (21)2222
大 健康福祉課 (43)9202
藤 健康福祉課 (62)0904
都 健康福祉課 (29)1103
西 健康福祉課 (92)0312
岩 健康福祉課 (55)7759

知事と語ろう!
とちぎ元気フォーラム

県政の課題などについて、県民の皆さんと知事が直接話し合うフォーラムです。
◆期日 8月22日(土)13時30分～2時間程度
◆場所 市役所本庁舎3階 正庁
◆対象 県内に在住、通勤、通学している方
◆定員 約100人
◆応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号、性別、職業(学名)を明記の上、はがき、FAX、Eメールにて。(応募多数の場合は抽選) 7月31日(金)当日消印有効

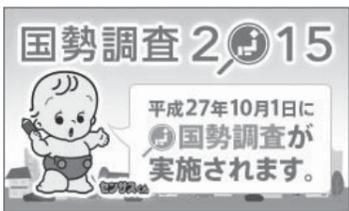
募集多数の場合は抽選) 7月31日(金)当日消印有効
※託児、手話通訳・要約筆記を御希望の方はその旨を記載
◆申込み/問合せ
栃木県広報課(〒320-8501 ※住所記入不要)
☎028-623-2158
FAX 028-623-2160
✉kocho@pref.tochigi.lg.jp

◆国勢調査の実施
国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象に5年ごとに行われる大規模な統計調査です。皆さんのご協力をお願いします。

◆基準日 10月1日現在
◆問合せ
本 総合政策課 (21)2306

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

市では、期間中に有害環境浄化活動として店舗の立入調査や街頭補導等を実施します。
◆青少年健全育成のために
青少年は地域社会で育ちます。地域社会の一員として、共助の精神で明るい地域を作りましょう。青少年の問題行動は、大人にも責任があります。みんなが「交通ルールを守る」などの規範意識を持ち、社会人としての手本を示すことが大切です。



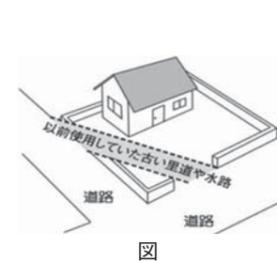
◆家庭の日
県は、家族のきずなを大切にするために毎月第3日曜日をふれあい育む「家庭の日」と定めています。市や県有施設では子ども料金の無料化なども行われています。
◆青少年に関する電話相談
直接又は電話で青少年育成センター(☎(23)6566)へ相談ください。
【いじめ相談電話】
専用電話 ☎(24)0667
◆共通事項
◆相談日 毎週月～金曜日
◆時間 9時～17時
◆とちぎの子ども育成憲章
県では、子どもを健全に育てていく基本となるよう「とちぎの子ども育成憲章」を制定しています。(詳しくは県人権・青少年男女参画課のホームページへ)
◆問合せ
青少年育成センター(万町) ☎(23)6566

◆法定外公共物の利用・使用
市所有の法定外公共物(国道、県道、市道以外の道路(赤道等)や1級河川、2級河川、準用河川以外の河川(水路等)など)を利用した工作物、構造物などの設置行為、並びに用途廃止、払下げなどは市の許可が必要となります。調査や街頭補導等を実施します。

◆貸出する会議室
以下の3室で構成
・庁舎5階 501会議室、(A)会議室62㎡約30人、B会議室37㎡約20人、C会議室40㎡約20人
◆会議室の申請、使用方法、使用料等
①電話等による事前予約後(1か月前)、問合先に申請。
(申請書は、問合先にあり。
市ホームページからダウンロード可。)使用料は無料。
②使用時間
・平日、休日とも、9時～21時、使用時間は、3時間以内(準備、片付け時間含む)
③使用方法
・鍵の受渡し等は、平日8時30分～17時15分は本管財課、平日17時15分以降及び休日は警備室で行います。
④利用可能設備関係
・A会議室 机24脚、イス35脚
・B会議室 机10脚、イス20脚
・C会議室 机21脚、イス34脚
※禁止行為や使用条件がある場合があります。☎

都市計画の構想の縦覧及び公聴会

◆都市計画の構想
▽名称 小山栃木都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(小山栃木都市計画区域マスタープラン)
▽対象区域 栃木市の一部(旧西方町を除く地域)
▽内容 都市計画の目標、主要な都市計画の決定の方針など
◆縦覧
▽縦覧期間 6月23日(火)～7月7日(火)(土・日を除く)の8時30分～17時15分
▽縦覧場所 県都市計画課、栃木土木事務所企画調査課及び本都市計画課
※意見がある方は縦覧期間中に、意見等及び公聴会で公述人となる意思の有無を明記し、直接または郵送で意見申出書を提出ください。(なお、意見申出書は縦覧場所にあります。)



◆都市計画課 (21)2404
大 都市整備課 (43)9214
藤 都市建設課 (62)0908
都 都市建設課 (29)1105
西 産業建設課 (92)0314
岩 都市建設課 (55)7767

◆屋外広告物の設置許可申請
市では、栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可事務を行っています。

◆縦覧場所 大 都市建設課 (43)9215
◆問合せ
大 都市建設課 (43)9215

◆住宅用太陽光設置費・家庭用生ごみ処理機設置費の補助
○住宅用太陽光発電システム設置費
補助額: 1kw 25,000円
補助限度: 4kw 100,000円
○電気式生ごみ処理機補助額: 購入費の2分の1 補助限度: 上限20,000円(1世帯1基まで)
○コンポスト容器、堆肥化促進剤専用容器 補助額: 購入費の3分の2 補助限度: 上限5,000円(1世帯2基まで)
申請書等はホームページのほか、本環境課、各総合支所生活環境課にあります。詳細については随時お問い合わせください。

新大平下駅前第2土地区画整理審議会委員の選挙

小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理審議会の委員の選挙期日を次の通り定めましたので、選挙人名簿の縦覧を行います。
◆投票日 8月9日(日)
◆選挙人名簿縦覧期間 6月26日(金)から7月9日(木)まで
◆縦覧時間 9時～16時30分
※名簿の登載者は、新大平下駅前第2土地区画整理事業施行地区内の土地所有者や借地権者です。
※記載事項に異議がある場合は、縦覧期間中に市へ申出

◆問合せ
本 環境課 (21)2141-2366
クリーン大平の実施
今年も7～8月にかけて、大平地域各地で「クリーン大平」(道路空き地及び公園等の清掃並びに草取り等)を実施します。積極的な参加をお願いします。なお実施にあたっては、自治会長及び地域クリーン推進員の指示のもと、安全第一で実施してください。

◆問合せ
大 生活環境課 (43)9211